

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 東京都台東区台東4丁目25番7号

事業者名 首都圏新都市鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柚木 浩一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・青井駅 六町駅	・8両編成化事業の一環として、ホーム延伸を実施（2022年・2023年）	事業継続中。両駅とも、2023年度に完了予定。
・秋葉原駅 新御徒町駅 柏たなか駅 つくば駅	・車いすご利用のお客様が、単独で乗車できる隙間7cm程度となるよう、ゴムを設置する。（全90開口）	2022年度 4駅14開口に設置

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ホームから車両への乗降	・入社1年目の駅務員を対象に、スロープを利用して車両に乗車される方への介助教育を実施する。	計画の通り実施済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員配置の工夫</li> <li>・ サービス介助士取得者の配置</li> <li>・ 他社(局)線との連携</li> <li>・ 異常時に於ける旅客誘導の為の設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋葉原駅・新御徒町駅・北千住駅・六町駅・八潮駅・三郷中央駅・南流山駅に於いては、朝ラッシュ時の利用が多く、旅客支援に対応できる要員拡充の為、警備員・アルバイトを採用するとともに、運用や配置を検討し、ホーム監視、巡回、旅客誘導を強化、併せて駅務員による車椅子ご利用の旅客等のご案内を実施する。(2022年度)</li> <li>・ 当社の駅業務に従事する者の取得率は2021年度末時点で約75%。新型コロナウイルス感染症の影響による、講習会の縮小及び受講方法等の変更により、2年間新規取得の養成が出来なかったことで、2020年度末時点から取得率は若干減少したが、2022年度以降は対策を施しながら駅務員・乗務員の取得率の向上を図ると共に有資格者及び資格を取得していない職員に対しても日頃からの教育を継続して、知識・技能を備えた職員によって、安定した高品質なご案内を提供する。</li> <li>・ 他社(局)線との接続駅(秋葉原駅・新御徒町駅・北千住駅・南流山駅・流山おおたかの森駅・守谷駅)に於いては、車椅子ご利用旅客や目の不自由な旅客等が乗換えの際に駅係員が専用インターホン(テレスピ)を介して連絡をとり、相互に情報共有を図り、乗換先改札までご案内し、職員の対面引継ぎを実施している。</li> <li>・ エレベーター、エスカレーター等の駅設備が停電・故障等による停止時や列車の駅間停車時等の異常時に於いて負傷者や視覚障害者および車椅子ご利用の旅客搬送の為、各駅に1台ずつ配備した「電動式階段昇降機」および「搬送トロ」でのご案内を実施する。また、避難誘導時の案内用に多言語拡張装置(4か国語対応)を使用して多言語での情報配信を図ることにより、安全な誘導を行う。</li> </ul>	<p>アルバイト社員募集の為、学校などに出向き要員を確保し、ご案内を実施している。</p> <p>駅業務に従事する者は2022年度末で約82.5%取得し、乗務員に関しても約56%が取得。</p> <p>引き続き、相互に情報共有を図り介助が必要なお客様等に安心してご利用頂けるように協力している。</p> <p>計画の通り実施済み。</p>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス介助士の資格取得支援</li> <li>・ 定例教育・研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス介助士の資格取得支援および更新(取得費用は会社で負担)を引続き実施していく。</li> <li>・ 新入社員研修および年間訓練計画に基づく各職場での定例教育、本社主催の研修による教育の実施</li> </ul>	<p>駅業務に従事する者は2022年度末約82.5%取得。乗務員に関するも56%が取得。計画の通り実施済み。</p>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報活動</li> <li>・ 啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ「安心・快適」への取り組みページに掲載</li> <li>・ 認識や理解を広げるため、EV利用円滑化ポスターを掲示</li> </ul>	<p>計画の通り実施済み。</p>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

概ね、計画の通り実施済み。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載 <https://www.mir.co.jp/company/project01.html>

(4) その他



移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 東京都台東区台東4丁目25番7号

事業者名 首都圏新都市鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柚木 浩一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。